

# 「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」 国土交通省 の改正概要

## 【改正概要】

- 低電力技術(出力100ミリワット以下)の電波を発射する携帯型電子機器については、区分1及び区分2の航空機において使用できるよう改正
- 使用が禁止されている携帯型電子機器において、運航者がその安全を確認した場合は運航者に限り使用出来るよう改正

	区分1	区分2	区分3	
通信等に必要電波に対する耐性	有	無	有	無
微弱な不要電波に対する耐性	有	有	無	無

【表1】 電子機器から発射される電波に対する耐性ごとに、告示において定められた航空機の区分

【表2】 告示において定める航空機の区分に応じ使用を制限する電子機器の品目の例と使用制限時間帯等

	電子機器	現行			改正後(令和3年3月1日～)		
		区分1	区分2	区分3	区分1 <sup>※※</sup>	区分2 <sup>※※</sup>	区分3
①作動時に通信用の電波を発射する電子機器	携帯電話【通常モード】、トランシーバー、無線操縦玩具、無線式マイク等	×	×	×	×	×	×
	携帯電話【機内モードでBluetoothに接続】、機内の電子機器同士で無線通信を行うもの、無線式ヘッドホン、無線式マウス等	○	×	×	○	○	×
	携帯電話 <sup>注)</sup> 、携帯情報端末 <sup>注)</sup> 、パソコン <sup>注)</sup> 等 注) 機内モードで機内無線LANシステムに接続	○	該当なし (航空機の耐性上、機内無線LANシステムが装備できないため)		○	該当なし (航空機の耐性上、機内無線LANシステムが装備できないため)	
②作動時に通信用の電波を発射しない電子機器	携帯電話【機内モード】、デジタルカメラ、DVDプレーヤー等	○	○	△	○	○	△

(注釈) ○：使用制限無し、△：上空を飛行中を除き、ドアクローズからドアオープンまで使用禁止、×：ドアクローズからドアオープンまで使用禁止、

※：着陸の後、滑走路を離脱し誘導路に入った時から使用可能、**※※：出力100ミリワット以下のものは使用可**

(航空機の例) 区分1： B787, B777, A380, A320, CRJ100/200, B767(一部を除く), B737(一部を除く) 等

区分2： SAAB340B, DHC8-Q300/100, B767(一部), B737(一部) 等

区分3： 一部のヘリコプター等